

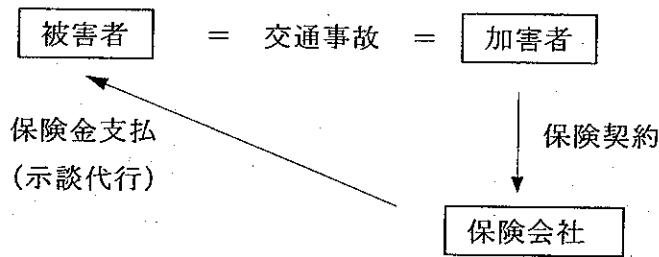
人身傷害補償保険

① 人身傷害補償保険の概要

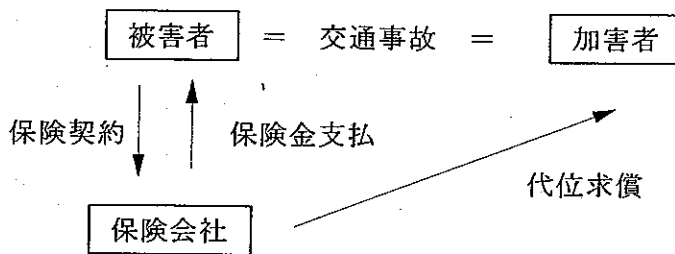
人身傷害補償保険(以下「人傷保険」という。)とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険の一つである。この保険の特徴として以下の点が挙げられる。

- ア 対人賠償保険の保険金が事故の相手方に生じた損害を賠償するために支払われるのとは異なり、自分自身の損害に対して自分が加入した保険会社から保険金の支払を受けられること
- イ 加害者の賠償責任の有無にかかわらず、迅速に支払が受けられること
- ウ 人傷保険の保険金は、対人賠償保険と同様、傷害、後遺障害及び死亡による損害をてん補する性格のものであり、人傷保険の保険約款上、被災職員が自賠責保険損害賠償額や災害補償制度による補償額、加害者からの損害賠償の額等があれば、それらを控除することとなっていること
- エ 保険金を支払った保険会社は、代位求償権を行使できること

<対人賠償保険>



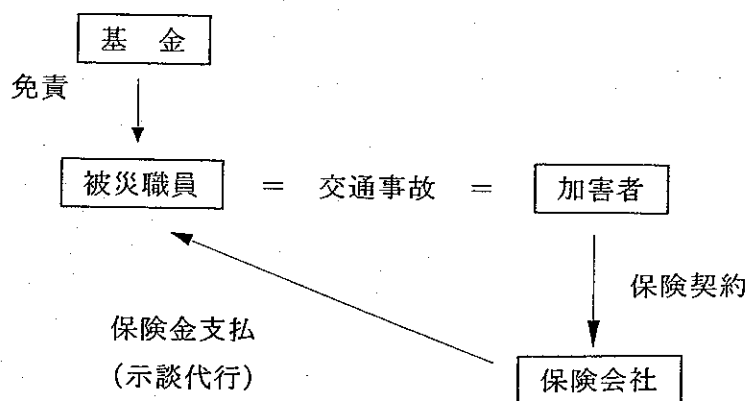
<人傷保険>



② 基金との関係

人傷保険は被災職員が自ら加入する保険であり、人傷保険取扱保険会社は公務災害又は通勤災害の原因となった事故について法律上の損害賠償責任を負う者ではなく、かつ、人傷保険の保険金の支払によって賠償義務者等の被災職員に対する損害賠償の義務が免除されることもないことから、人傷保険取扱保険会社は法第59条の「第三者」には該当しないことに注意が必要である。

<対人賠償保険－賠償先行>



<人傷保険>

